≪ 地域づくり活動支援事業 ≫

令和6年度募集案内(第2次)

公益財団法人 福島県まちづくり区画整理協会

1 目 的

地域づくり活動支援等に係る福島県民主体の自主的、自立的な公益活動及び意 欲的に行動する人材の育成目的とし、当該年度の予算の範囲で効果的な支援を提 供することを意図する。

2 支援対象活動

(1)支援金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は次のいずれかに該当する事業を行う場合で、当該年度内(令和7年6月まで)に事業が完了し、かつ支援金の交付により事業成果を上げることが認められるものとする。ただし、同一団体等が次の対象事業を行う場合、各事業は各年度内に1回のみの交付対象とする。

(事業名及び内容)

- ① 人材育成基金助成事業
 - 地域振興に係る事業
 - 生活・文化・福祉の向上に係る事業
 - 他地域との連携・交流推進に係る事業
 - その他人材育成に必要な事業
- ② 視察研修型事業
 - 地域づくり先進事例の収集や学習のための視察(研究会等への参加も 含む)を目的とした事業
- ③ 知的支援型事業
 - 地域の人たちが中心となり、その地域のもつ可能性の発掘、協力し合っての実態調査、地域づくりへの活かし方等の議論を行う事業
 - 地域づくりに関連する経験や創意工夫の交流を行い、新しい可能性を 探る事業
- ④ 活動助成型事業
 - 学生等が地域住民とともに地域づくり活動に継続的に取り組むことで、地域の活性化や人材育成、課題解決などに資することを目的とした事業
- ⑤ 研究助成型事業
 - 地方都市を対象として研究した成果を地域づくり活動や地域振興政策に反映し、地域の活性化や人材育成、課題解決などに資することを目的とした事業

区分	一般公募	特別措置
応募できる団体	一般公募により支援金の交付対象となる 団体は、次のいずれの要件にも該当する 団体または、知事市町村長が特に認めた 団体であること。 ① 県内に事務所又は活動の拠点があり 2年以上の活動履歴があること。 ② 構成員が5名以上の団体であること。 ③ 国・県及び市町村が財政支援を行う 団体でないこと。 ④ 事業の効果が特定の個人又は団体に 帰属するものではないこと。 ⑤ 専ら営利を目的とし、公共性を欠くも のでないこと。	特例措置として支援金の交付対象団体となるものは、次の団体とする。 ① 県内で土地利用及び面的整備を計画している地元組織等 ② 大学、高校等のまちづくりに関する研究活動を行うサークル等。 ③ 福島県まちづくり区画整理協会の公益目的事業と連携する地域活動団体。
補助対象となる経費	補助対象となる経費は、申請した事業を実施するために必要な直接経費とする ① 会議資料の作成(ワークショップ等の開催費を含む) ② 講師・専門家の派遣(謝金・旅費を含む) ③ 調査・研究活動等(研修参加費を含む) ④ 委託費 ⑤ その他、当協会理事長が特に必要と認めるもの ※詳しくは、「地域づくり活動支援事業」支援金交付要綱の別表 1 をご参照ください 【対象とならない例】 ① 懇親会費 ② 宿泊・飲食費(研修等) ③ 支援額(講師等に係る費用及び委託費は除く)の 1/5 を超える備品購入費 ④ 団体の維持のための経費(人件費、団体事務所の家賃、光熱費など)	
補助期間	■補助期間 (ア)補助期間は原則2年とする (イ)特に継続して実施する事が効果的かつ必要な活動であると認定された対象事業については、2年を超えない範囲で基本期間に加算することが出きる ■補助率 (ア)初年度の補助率は10/10以内 (イ)次年度の補助率は9/10以内 ■限度額 (ア)初年度は30万円を限度とする (イ)次年度は60万円を限度とする (ウ)総補助金は150万円を限度とする	補助期間 (ア) 補助期間は原則2年とする (イ) 特に継続して実施する事が効果的かつ必要な活動であると認定された対象事業については、2年を超えない範囲で基本期間に加算することが出きる ■補助率 (ア) 初年度の補助率は10/10以内 (イ) 次年度の補助率は9/10以内 ■限度額 (ア) 初年度は50万円を限度とする (イ) 次年度は100万円を限度とする (ウ) 総補助金は250万円を限度とする

注1. 予算の範囲内での支援となりますので、申請額のすべてが交付されるとは限らな	
て採	
事前相談・ヒアリング	
① 支援金の申請を検討されている団体について、事前にご相談頂けます。	
④ 助成決定時期:10月上旬(予定)	
い旨ご理解ください。 注2. 継続事業であっても、前年度の対象事業の評価により 2年目の対象事業として 択されないことがあります。 事前相談・ヒアリング	

4 支援金の交付

(1) 交 付

① 提出された申請書を審査のうえ、支援金の額を決定し交付する。ただし、 交付決定通知後、活動資金として交付予定額の70%以内を概算払いにおい て請求することができる。この場合「支援事業支援金概算払い申請書」(様 式3)と「資金収支計画」(様式4)を提出する。

(2) 実績報告書の提出

- ① 支援金の交付決定通知を受けた団体は、事業完了後速やかに精算結果を明示した「支援事業実績報告書」(様式 2)を領収書等の関係書類、写真(原則10枚以上)及び動画等の関係資料を添付し理事長へ提出する。
- ② 対象事業に関する帳簿及び証拠書類は、事業完了日に属する年度の翌年度から5年間保存してください。

(3) 変更・取り消し

- ① 支援金の交付決定通知を受けた団体が、年度途中の実施段階で当初事業計画書の変更を余儀なくされた場合には、その事由を明記した事業計画変更届(申請書様式を準用)を提出し、理事長の承認を受ける。
- ② 支援金の交付対象団体が、次のいずれかに該当すると判断したとき、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことが出来る。
 - 1. 対象事業を中止した場合
 - 2. 対象事業を遂行する見込みがなくなった場合
 - 3. 対象事業計画の変更が、当初目的を逸脱した場合

5 活動成果

(1) 助成の対象としていないもの(独自の財源を充てるもの)であっても領収書等の証拠書類の添付が必要となります。

6 応募方法等

区分	内 容
提出書類	① 申請書及び関係書類 ② 応募しようとする団体の規約・会則等 ③ 応募しようとする団体の構成員名簿
受付期間	 ① 令和6年9月17日~令和6年9月30日 ② 申請受付の際に、活動内容についての概要説明をお願いしますので、必ず事前にご連絡願います。 ③ 申請様式及び交付要綱は、下記よりダウンロードする事ができます。 協会HP: http://www.fukushima-kukaku.or.jp/joho/planning/
スケジュール	① 選定:令和6年9月17日~9月30日 ② 決定:令和6年10月4日(予定)